

熊本県スポーツ応援基金運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県スポーツ応援基金条例（令和8年熊本県条例第21号）第1条の規定に基づき設置された熊本県スポーツ応援基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 基金は、ふるさとくまもとのスポーツを応援する者からの寄附金等を積み立て、官民共創によるスポーツの振興に関する事業等の経費に充てるものとし、もって県経済の発展、県民福祉の向上等を図るものとする。

(事業の区分)

第3条 当面の間、基金により実施する事業は、次のとおりとする。

- 1 新たに設置するアリーナ及び野球場の整備に関する事業
- 2 新たに設置するアリーナ及び野球場の需要創出等によるスポーツツーリズムの推進に関する事業

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。